

滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針（案）に対して 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和2年（2020年）12月22日（火）から令和3年（2021年）1月21日（木）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針（原案）についての意見・情報の募集を行った結果、4名の方から、計18件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
1 はじめに	0件
2 基本とする考え方	1件
3 取組内容	10件
4 県の役割	0件
全体	7件
合計	18件

3. 意見・情報等に対する滋賀県の考え方について

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
2 基本とする考え方			
1	2	プラスチックの製造から、処理、劣化の過程でもGHGが出ます。CO2ネットゼロに貢献できることですので、SDGsの13も含まれると思います。	ご指摘の趣旨を踏まえ、追記します。
3 取組内容			
2	3	17行目以降の「生分解性プラスチック」について 生分解性プラスチックの中でも多く使用されているポリ乳酸は、50度以上で分解するのであり、海洋での分解はほとんど望めません。また、バイオマスプラスチックなどは他の生分解性プラスチックと混合されると、耐光性に劣り、劣化によりマイクロプラスチックになりやすいが、分子レベルでの分解には至らないものなどがあります。生分解性プラスチックをとらえる場合、グリーンウォッシュとならないようしっかりと選別と取り決めが必要だと思います。	ご指摘のとおり、生分解性プラスチックには一定の条件下でのみ海洋での分解がなされることからその効果が期待できないとの見解もあるところですが、国において、生分解性プラスチック素材の普及やその実効性を確保するため、様々な議論・取組を行っています。 今後も国の動向を注視しながら、生分解性プラスチックなどの素材を活用する際の留意点なども把握・周知しながら、従来の化石燃料由来のプラスチックよりも環境に配慮した製品が作られるよう、普及啓発を進めてまいります。
3	3	(1)県民・滞在者・旅行者の取組内容の7項目について、「プラスチックごみの散乱を防止し、ポイ捨てをしない。」に変更。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり下線部を追記します。 なお、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」第3条において、「県民、滞在者および旅行者(以下「県民等」という。)は、…ごみの散乱防止に寄与するように努めなければならない」と規定していることから、原案のとおりとします。 (1)県民・滞在者・旅行者 ・ <u>プラスチックごみの散乱防止に努め、ポイ捨てをしない。</u> (10)行政 ・ <u>プラスチックごみの散乱や不法投棄を防止する取組を推進する。</u>
4	3,4	P3 (2)小売店、飲食店およびP4 (7)製造業者 の取組内容に「プラスチックごみの散乱防止について、消費者の啓発を行う。」を追加。(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例、第4条2項参照)	小売店、飲食店の取組に係るご意見については、「3 取組内容 (2)小売店、飲食店の「・ペットボトル等の容器包装類を積極的に自主回収し、リサイクルを進める。」」に、その趣旨を踏まえ記載しており、原案のとおりとします。 また、製造業者の取組に係るご意見については、これまで統一美化マークの貼付による訴求など、消費者へのプラスチックごみも含めたごみ散乱防止の啓発を業界全体で広く取り組まれているところですので、本指針の趣旨も踏まえ、原案のとおりとします。
5	3	(2)小売店、飲食店の取組内容に、「その販売する場所に空容器の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、販売する場所およびその周辺の清掃をする。」を追加。(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例、第4条3 項参照)	「3 取組内容 (2)小売店、飲食店の「・ペットボトル等の容器包装類を積極的に自主回収し、リサイクルを進める。」」に、ご意見の趣旨を踏まえ記載しており、原案のとおりとします。

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
6	3, 4	P3、P4の各事業者の取組内容に、「プラスチックごみの散乱防止について、同業界内に啓発を行わなければならない。」を追加。	<p>本指針は、県民や事業者等において、改めて普段の日常生活や事業活動において、プラスチックごみ削減に向けてどのようなことを行えばよいか、どのようなことができるのか、取組内容の例示を示し、一人ひとりが考え、実践していただくきっかけとなることを目的とした「手引き」として作成するものです。</p> <p>各主体における自主的な発意のもと取り組んでいただくことを基本とするため、本指針により各業界内に啓発を義務付けることは適当ではないことから、原案のとおりとします。</p>
7	3	(3)農業者の取組内容の3項目について、「水田等で使用するプラスチックは、河川等への流出を防止する。」に変更。	<p>本指針は、県民や事業者等において、改めて普段の日常生活や事業活動において、プラスチックごみ削減に向けてどのようなことを行えばよいか、どのようなことができるのか、取組内容の例示を示し、一人ひとりが考え、実践していただくきっかけとなることを目的とした「手引き」として作成するものであり、それぞれの役割を果たしていただくためには、まずは過度な負担とならずに取り組みを始めてもらえるよう例示しております。</p> <p>ご指摘のとおり、各事業者において、プラスチックの流出を防止していただくことは重要であると考えておりますが、上記趣旨に則り、原案のとおりとします。</p>
8	3	(4)林業者・木材産業者の取組内容の4項目について、「森林等で使用するプラスチックは、溪流等への流出を防止する。」に変更。	
9	4	(5)漁業者の取組内容の3項目について、「プラスチック製漁具は、湖上等への流出を防止する。」に変更。	
10	4	(8)観光関連事業者の取組内容の6項目について、「旅行者等に対する環境美化やプラスチックごみの散乱防止についての啓発活動を行う。」に変更。	<p>ご指摘のプラスチックごみの散乱防止の啓発も含めて記載しております。</p>
11	5	(10)行政の取組内容に、「琵琶湖や河川等の不法投棄やポイ捨ての回収を一層推進する。」を追加。	<p>本指針では、まずはプラスチックごみの発生抑制(リデュース)、次に再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の順に3Rを推進し、併せてプラスチックごみの適正処理の確保を基本的な考え方として作成しております。</p> <p>琵琶湖や河川に放置されたプラスチックごみは、マイクロプラスチックの発生原因となることや美観・景観に影響を与えることから、今後こうした課題に対し、市町や庁内関係部局と連携しつつ対応してまいります。</p>
全体			
12		<p>多くのステークホルダーの協力がないとプラスチックの利便性から、減らすことはとても難しいと思います。ですが、すぐにできる部分、食品包装以外にも食品についてくる個別包装の香辛類やバラなど、必要のないものはやめようという方向を示していただけたらすぐにでも実行できることと思います。また、容器包装材でも、白色のみにすることで根本解決はできなくとも負荷は減らせると思います。容器包装の削減は、消費者側からは変えにくいものであり、国や県からの政策でぜひ変えていただきたいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、プラスチックごみの削減において多くのステークホルダーが存在します。このため、県民、事業者、団体、行政等がそれぞれ役割を分担し、互いに連携・協力しながら、取組を積極的に行うことで、ごみを出さないライフスタイルへの転換がなされると考えております。</p> <p>本指針において、県民や事業者等に、改めて普段の日常生活や事業活動において、プラスチックごみ削減に向けてどのようなことを行えばよいか、どのようなことができるのか、取組内容の例示を示し、一人ひとりが考え、実践していただくきっかけとなることを目的とした「手引き」として作成するものです。</p>

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
13		<p>ペットボトルのリサイクルを進めることより、使う量を減らす取り組みとして、給水スポットを増やし、マイボトルの活用を呼びかけていくべきはないでしょうか。まずは、公共施設・行政機関・学校で給水スポットを作り、滋賀の美味しい水道水を飲んでもらえるように進めてはどうでしょう。また、お茶のペットボトルを買うのではなく、リーフティーを楽しむ運動も必要だと思います。滋賀の美味しいお茶を飲んでもらうことにもつながります。</p>	<p>マイボトルの利用促進については、現在策定中の第五次滋賀県廃棄物処理計画において、施策の方向性に位置付ける予定であり、今後給水スポット数の増加等に向けて取組を進めてまいります。</p>
14		<p>環境省が行いましたみんなで減らそうレジ袋チャレンジのキャンペーンを滋賀では見ることがありませんでしたが、いかがでしたでしょうか。もともとレジ袋の有料化は、早くから県内大型スーパーでは行われ定着していたためと思われませんが、このキャンペーン自体は、プラスチックごみを減らす取り組みの始めのアクションとしての位置づけであったと思います。国の政策と共にこの問題に先進的に取り組んでいかれますことを望みます。</p>	<p>本県では、事業者、県民団体、行政を構成員とする「買い物ごみ減量推進フォーラムしが(現滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会)」において、平成24年2月に「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、平成25年4月から全県域で一斉にレジ袋の有料化を実施してきたところです。締結事業者間におけるレジ袋辞退率は、令和元年度末時点で90.1%となっており、買い物におけるマイバッグの持参が浸透しているといえます。また、当該協定ではレジ袋の有料販売で得た収益金について環境保全活動や地域社会貢献活動などに還元することも定められています。</p> <p>今後、当該協定締結業者を新たに増加させつつ、国の事業とも連携し、レジ袋をはじめプラスチックごみの削減に資する取組を続けてまいります。</p>
15		<p>プラスチックごみの琵琶湖への流出や山林での不法投棄などについて現状把握分析と公表に力を注いでいただきたい。散在プラスチックの年毎・月毎の回収量の変化、散在しているプラスチック種類(レジ袋、ペットボトル、農業ハウス、マルチング、人口芝etc)の分析</p>	<p>本指針は、まずはプラスチックごみの発生抑制(リデュース)、次に再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の順に3Rを推進し、併せてプラスチックごみの適正処理の確保を基本的な考え方として作成するものです。</p> <p>一般廃棄物の不法投棄、いわゆる散在性ごみについては、平成14年度以降、県内38地点において実態調査を実施し、その結果を県ホームページで公表しています。今後も引き続き、散在性ごみの発生抑制に努めていくとともに、市町との協議会において、先進的な取組などを情報共有し、効果的な取組を検討してまいります。</p> <p>なお、プラスチックごみを含めた産業廃棄物の不法投棄については、監視パトロールを行い、早期解決に向けて取り組むとともに、毎年度解決件数を県ホームページで公表しております。</p>
16		<p>プラスチックごみの流出量の定量的調査について「継続調査の助力」をしていただきたい。 学校・NPO・企業の環境美化活動としてごみ拾いなどをおこなっている。 ごみ拾いを調査とみなして、調査内容や調査方法に基準を作り、基準を基に実施した調査を県に報告した場合に金一封を出してはどうか。</p>	<p>本県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」を基準日として、県民総参加による県民や企業等による自主的な環境美化活動を実施していただいております。この活動で集めたごみは、種類毎に県ホームページで公表しております。</p> <p>引き続き、多くの方々に環境美化活動へ参加していただけるよう呼びかけを行い、活動への参加を通じて散在性ごみに関心を持っていただくことにより、プラスチック製品等を含めたごみの発生抑制等を進めつつ、プラスチックごみの流出防止に取り組んでまいります。</p>

No.	頁	意見・情報等	意見・情報に対する考え方
17		<p>「できるだけ」、「努める」、「徹底する」などではなく定量的に数値目標を設定できるように調査が必要考える。</p> <p>「数値化する」効果には、情報収集と情報公開が必要であり、調査を推進している姿勢を見せることで、不法投棄の抑止が期待される。</p> <p>又、数値化することで代替製品の開発を促し、効率的な代替製品へ転換が進むと期待する。</p>	<p>本指針は、県民や事業者等において、改めて普段の日常生活や事業活動において、プラスチックごみ削減に向けてどのようなことを行えばよいか、どのようなことができるのか、取組内容の例示を示し、一人ひとりが考え、実践していただくきっかけとなることを目的とした「手引き」として作成するものです。</p> <p>県民、事業者等において、それぞれがごみを出さないライフスタイルへの転換を目指してプラスチックごみ削減に取り組んでいただくことが必要ですが、例えばプラスチック代替製品があまり市場に出回っていない、高価格であるなどの理由で普及が進んでいない、ライフスタイル・事業スタイルを変えたくても変えることが難しい現状があることなどを踏まえ、取組別に程度の表現を変えているところです。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、引き続きプラスチックごみを含めた不法投棄や散在性ごみ対策を進めてまいります。</p>
18		<p>指針の方向性はとても良いと思います。</p> <p>プラスチックごみ削減のために代替プラスチックの具体的な普及策を作り、その実践を県庁主導でやっていくことが大切だと思います。</p> <p>その際は県民の一人として参加します。</p>	<p>今後、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」や庁内関係部局で構成する「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」を活用し、県民、事業者、団体、行政等がそれぞれ役割を分担し、互いに連携・協力しながら、プラスチック代替製品の普及をはじめとする取組や施策を推進してまいります。</p> <p>ご協力よろしくお願いたします。</p>